

甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定
の件

甲東小学校北東棟大規模改修工事について、工事請負変更契約の締結を行うにあたり、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、
提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和3年2月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

別紙

甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見

甲東小学校北東棟大規模改修工事にかかる工事請負変更契約締結について、異議はありません。

令和3年2月10日

西宮市教育委員会
西宮市教育長 重 松 司 郎

工事請負契約変更の件

令和2年7月9日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和3年 月 日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

議決番号	変更事項
議決第255号	契約金額「金260,678,000円」を「金265,187,619円」に変更する。

(参考)

- 1 変更理由 新型コロナウイルス感染症の影響により学校の夏休みが短縮されたため、工期の延長が必要になったことや、設計当初想定よりも内装改修の下地補修が多くなったことなど工事費を増額する必要が生じたため。
- 2 原契約の目的 甲東小学校北東棟大規模改修工事
- 3 契約の相手方 西宮市東町1丁目10番27号
三日月建設 株式会社
- 4 工期 令和2年7月10日から令和3年6月30日まで